

商標権	判決年月日	令和5年9月7日	担当部	知財高裁第2部
	事件番号	令和5年(行ケ)第10030号		
○ 指定商品を「ヘアカーラー（電気式のものを除く。）」とし「くるんっと前髪カーラー」の文字を標準文字で表してなる商標が商標法3条1項3号に掲げる商標に該当すると判断した事例				

(事件類型) 審決（無効不成立）取消 （結論）審決取消

(関連条文) 商標法3条1項3号

(関連する権利番号等) 商標登録第6399042号

(審決) 無効2022-890041号

判 決 要 旨

1 被告は、指定商品を第26類「頭飾品、ヘアカーラー（電気式のものを除く。）」とし「くるんっと前髪カーラー」の文字を標準文字で表してなる商標（以下「本件商標」という。）の商標権者である。原告は、上記指定商品のうち「ヘアカーラー（電気式のものを除く。）」（以下「本件商品」という。）に係る本件商標は商標法3条1項3号、同項6号又は同法4条1項16号に掲げる商標に該当すると主張し、本件商品に係る本件商標の商標登録について商標登録無効審判の請求をしたところ、特許庁は、原告の上記主張を全て排斥し、不成立審決をした。本件は、原告が同審決の取消しを求める事案である。

2 本判決は、以下のとおり、本件商品についての本件商標は商標法3条1項3号に掲げる商標に該当すると判断し、同審決を取り消した。

(1) 本件商標の構成について

本件商標を構成する文字は、同じ大きさ及び同じ書体のものであり、また、これらの文字は、等間隔かつ横一列に、まとまりのある態様で並べられている。したがって、本件商標は、これを構成する文字の全体をもって、一連一体の語句を表すものであると理解されるものである。本件商標の商標法3条1項3号該当性を判断するに当たっては、このような一連一体の語句を構成する各語の意味に加え、取引の実情に照らし、取引者又は需要者によって、当該一連一体の語句が、商品の品質、効能、用途等の特徴を示すものと一般に認識されるものであるかどうかを検討する必要がある（最高裁判所昭和61年1月23日第一小法廷判決（昭和60年（行ツ）第68号）裁判集民事147号7頁参照）。

(2) 本件商標に接した取引者又は需要者の認識について

「前髪」及び「カーラー」の各語は、本件商標に係る登録査定の日（以下「本件査定日」という。）当時、それぞれ「額に垂れ下がる髪」及び「頭髪を巻きつけてカールさせるための円筒形の用具」の意味を有するものとして、我が国において高い信頼性を有すると認められる国語辞典に掲載されていたものであるところ、弁論の全趣旨によると、当該各語

がそのような意味を有する語であることは、本件査定日当時、本件商品に係る取引者又は需要者（以下、本件商品に係る本件査定日当時の取引者又は需要者を「本件需要者等」という。）にとって極めて明確であったものと認められる。

他方、辞典に記載された「くるん」の語の意味及び用例、本件査定日前のウェブサイト及び新聞記事における「くるんと」等の語の使用例並びに日本語の文法に照らすと、「くるんと」の語は、前髪を含む毛髪について用いられるときは、通常、「（毛髪が）丸く曲がった様子」を示す語として用いられている。また、ウェブサイトにおける「くるんと」等の語の使用例に照らすと、「くるんと」の語と「くるんっと」の語は、促音の有無により互いに意味を異にするものとは認められない。そうすると、「前髪」の語の直前に置かれた本件商標の構成中の「くるんっと」の語は、それが副詞として修飾することになる用言（動詞、形容詞等）が明示されていなくても、その内容は自明であって、通常、「（前髪が）丸く曲がった様子」を示すものとして、本件需要者等に認識されるものと認めるのが相当である。

以上によると、本件査定日当時、被告の商品（本件商標を付したもの）及び原告の商品（商品名を「前髪くるんとカーラー」とするもの）を除くほか、「くるんっと前髪カーラー」の語句又はこれに準ずる語句を本件商品について用いる例があったと認めるに足りる証拠がないことを考慮しても、「くるんっと前髪カーラー」の語句に接した本件需要者等は、通常、当該語句が「丸く曲がった前髪を作るカーラー」を意味するものと認識することになると認めるのが相当である。

(3) 本件商標の商標法3条1項3号該当性について

前記(2)のとおり、「くるんっと前髪カーラー」の語句に接した本件需要者等は、当該語句が「丸く曲がった前髪を作るカーラー」を意味すると認識することになるところ、「カーラー」は、「頭髪を巻き付けてカールさせるための円筒形の用具」であるから、「くるんっと前髪カーラー」の語句は、単に本件商品の効能等を述べたものにすぎない。また、本件商標は、「くるんっと前髪カーラー」の語句のみからなり、当該語句を標準文字で表すものであって、本件商品の効能等を普通に用いられる方法で表示するものである（「くるんと」の語に促音を付加した「くるんっと」の語を用いた表現が特殊なものであるということとはできない。）。したがって、本件商標は、本件商品の品質、効能等を普通に用いられる方法で表示する標章のみからなる商標であるということが出来るから、商標法3条1項3号に掲げる商標に該当する。

なお、「くるんっと前髪カーラー」が「丸く曲がった前髪を作るカーラー」などを意味するものとして、本件商品の品質、効能等を普通に用いられる方法で表示する標章である以上、他の事業者において、本件商品に該当する商品の製造、販売等をするに当たり、「くるんっと前髪カーラー」と同一又は類似の標章を用いようとすることは当然に想定されるところであるから、「くるんっと前髪カーラー」の標章につき独占使用を認めても何ら弊害はないとの被告の主張を採用することはできない。